

河合町巡回ワゴンすな丸号広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が所有する町内巡回ワゴンすな丸号（以下「すな丸号」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準及び業種の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (3) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (4) 町の公共性、中立性もしくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- (9) 暴力団の利益になると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、業種が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売

- (5) ギャンブルに関するもの
 - (6) その他不相当であると町長が認めるもの
- (広告の掲載料等)

第3条 広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は24月までとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の広告の掲載期間は、すな丸号の運行計画上の運休日（定期点検等による運休日を含む。）を含むものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告の掲載を始めようとする月の前月の5日前までに河合町巡回ワゴン広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告案
- (2) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、掲載の可否を決定する場合において必要とするときは、広告の内容の修正等の条件を付することができる。

3 広告の申込みが、募集した広告枠を越えたときは、次に掲げる順位により掲載の可否を決定するものとし、当該順位も同一にあるものについては、抽選により決定するものとする。

- (1) 公社、独立行政法人、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 公共性の高い民間企業等で町内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前号に該当しない民間企業等で町内に事業所等を有する者の広告

(4) 前3号に該当しない者の広告

4 町長は、前3項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに河合町巡回ワゴン広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載者は町の発行する納入通知書により、町の指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の変更)

第8条 町長は、広告の掲載に支障があると認めるときは、広告掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告掲載者は、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、第5条の掲載の申込みの例により、河合町巡回ワゴン広告掲載変更申込(届出)書(様式第3号)により広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 第8条第1項の規定による変更をしなかったとき。

2 町長は、広告掲載を取り消す旨の決定をした場合は、河合町巡回ワゴン広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により広告掲載者に通知しなければならない。

3 広告掲載者は、前項の規定による広告掲載の取消しに伴う損害については、町長に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、町の事情により広告の掲載ができなくなったときは、広告を掲載することができなくなった月以降の納入済月額を総額を還付することとし、これに利子は付さないものとする。

(広告の掲載及び撤去)

第11条 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告掲載者の責任において行い、それらの日程等については、町と広告掲載者で協議して決定するものとする。

(広告掲載費用の負担)

第12条 広告物の製作費用、掲載費用及び維持補修費用並びに広告物の掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの撤去費用及び処分費用は、広告掲載者が負担するものとする。

2 広告物の掲載作業及び撤去作業等により車体の破損、塗装の剥離が生じた場合は、広告掲載者の負担により原状に復するものとする。

3 町長は、広告物の破損、汚れ、落書き等により美観風致を損なうおそれがあると認めた場合は、広告掲載者の負担により原状に復するよう求めることができる。この場合における広告の掲載、撤去作業等により車体の破損、塗装の剥離等が生じた場合についても、同様とする。

(免責事項)

第13条 町は、天災その他町の責めに帰することができない非常事態が発生し、すな丸号への広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 町がすな丸号への広告掲載に関して広告掲載者に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償は、掲載料を超えないものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

車両	掲載位置	規格（縦×横） 単位：cm	材質	掲載料（月額）
1号車	A （歩道側車体側面）	53×55	マグネットシール または剥離可能な屋外用シール	5,000円
	B （歩道側車体側面）	53×55		5,000円
	C （歩道側車体側面）	53×135 （タイヤ部分を除く）		8,000円
	D （車道側車体側面）	53×55		4,500円
	E （車道側車体側面）	53×55		4,500円
	F （車道側車体側面）	53×135 （タイヤ部分を除く）		7,000円
	G （車体背面）	50×35		4,000円
2号車	A （歩道側車体側面）	53×55	マグネットシール または剥離可能な屋外用シール	5,000円
	B （歩道側車体側面）	53×55		5,000円

	C (歩道側車体 側面)	53×135 (タイヤ部分を除く)		8,000円
	D (車道側車体 側面)	53×55		4,500円
	E (車道側車体 側面)	53×55		4,500円
	F (車道側車体 側面)	53×135 (タイヤ部分を除く)		7,000円
	G (車体背面)	50×35		4,000円